様式６

誓　約　書

（法人用）

年　　月　　日

目黒区長　殿

商号又は名称
代表者の氏名

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第４条第２号から第４号まで、第７号及び第８号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、目黒区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、以下のことに同意します。

１．旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、目黒区において、届出に関する（１）から（４）の情報について公開すること

（１）住宅の所在地

（２）住宅宿泊事業者等の連絡先

（３）条例第３条第１項の規定による周知を行った日

（４）届出番号

２．届出のあった情報については観光庁が運用する民泊制度運営システムへ入力されること。また、民泊制度運営システムへの入力情報については裏面「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」に準じ、取り扱われること。

（参考）住宅宿泊事業法第４条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

１　心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）

４　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

８　暴力団員等がその事業活動を支配する者

民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて

1. 基本的な考え方

観光庁及び住宅宿泊事業法に規定される事業に係る事務を所掌する行政機関（以下「利用行政機関」という。）では、住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、観光庁が運用する民泊制度運営システム（以下「当サイト」という。）を利用される皆様の情報を取得しています。

当サイトにおいて取得した情報は、本利用目的及び利用行政機関が定める利用目的の範囲内で適切に取扱います。

2. 取得する情報の範囲

（1） 当サイトの利用にあたっては、利用者の氏名及びメールアドレスの記入をお願いしています。

（2） 当サイトでは、利用者のインターネットドメイン名、IP アドレス、閲覧情報等をアクセスログとして取得します。

（3） 当サイトでは、一部 Cookie を使用し、利用者の利便性を図るとともに、利用環境等を把握するために利用しますが、Cookie を使用してご利用される方を特定するような情報は一切取得しません。

（4） 当サイトでは、利用者が入力する以下の情報を取得します。

○ 住宅宿泊事業の届出等に係る情報（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出、同法第3条第4項の規定による変更の届出、同法第3条第6項の規定による廃業等の届出及び同法第 14 条の規定による日数等の報告に係る情報）

○ 住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の申請等に係る情報（住宅宿泊事業法第 23 条第1項・第 47 条第1項の規定による登録（更新を含む）の申請、同法第 26 条第1項・第 50 条第1項に規定による変更の届出及び同法第 28 条第1項・第 52 条第1項の規定による廃業等の届出に係る情報）

3. 利用目的

（1） 当サイトにおいて取得した情報は、利用行政機関が住宅宿泊事業法に基づく事務の処理等のために、本利用目的及び利用行政機関の利用目的に従い利用、提供します。

＜住宅宿泊事業の届出等に係る情報＞

利用行政機関：住宅が所在する都道府県又は住宅宿泊事業法第 68 条の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市・特別区

a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
b. 住宅宿泊事業者に対する諸連絡のため。
c. 住宅宿泊事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
d. 今後の施策立案の参考とするため。
e. 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（消防署、警察等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

＜住宅宿泊管理業の登録の申請等に係る情報＞

利用行政機関：地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国土交通省土地建設産業局（a の事務のうち、住宅宿泊管理業に関して都道府県知事等が行う事務及び b、c の事務については住宅が所在する都道府県又は住宅宿泊事業法第 68 条の規定により住宅宿泊事業関係行政事務を処理する保健所設置市等を含む）

a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
b. 住宅宿泊管理業者に対する諸連絡のため。
c. 住宅宿泊管理業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
d. （登録簿に登録した場合）登録簿に登録された情報の一般閲覧のため。
e. 今後の施策立案の参考とするため。

＜住宅宿泊仲介業の登録の申請に係る情報＞

利用行政機関：観光庁

a. 住宅宿泊事業法に基づく事務の処理のため。
b. 住宅宿泊仲介業者に対する諸連絡のため。
c. 住宅宿泊仲介業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
d. （登録簿に登録した場合）登録簿に登録された情報の一般閲覧のため。
e. 今後の施策立案の参考とするため。

（2） 当サイトにおいて取得した情報は、観光庁が、健全な制度普及を図るために、以下の利用目的に従い利用、提供します。

a. 住宅宿泊事業法第 20 条の規定により、外国人観光客の宿泊に関する利便の増進を図るため、外国人観光客に対する住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報をホームページ等において広く提供を行うため。
b. 利用者のメールアドレス宛てに、当サイトの利用又は各事業の運営に関連する情報提供を行うため。
c. 事業者及び周辺住民等の関係者からの住宅宿泊事業等に関する問合せ等に対応するため。
d. 今後の施策立案のため。
e. 住宅宿泊事業等の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（厚生労働省、国税庁等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

4. 利用範囲の制限

（1） 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。

（2） 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。

（3） ただし、当サイトへのアクセス情報、利用者属性などの情報については統計的に処理した上で公表することがあります。

5. 個人情報等の取扱いの委託

当サイトで取得した個人情報等は、前記3の利用目的及び各利用行政機関が定める利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

7. 適用範囲

「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」は、当サイトにおいてのみ適用されます。当サイトで取得した情報の利用先となる各行政機関における情報の取扱いについては、それぞれの組織の責任において行われます。

必ず各行政機関のホームページもご確認ください（→外部ページリンク：観光庁ホームページ経由地方公共団体HP）。

当サイトを利用される皆様は、前記3の利用目的及び各利用行政機関が定める情報の取扱いを確認の上で、手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 住宅宿泊事業法担当 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3